ストレステストー次評価の審査に抗議し、 原発の再稼働を許さない決議

- 1 2012年1月18日、経済産業省原子力安全・保安院は、政府が定期検査で停止中の原発を再稼働するための条件として挙げている原発の安全性に関する総合的評価(いわゆるストレステスト)一次評価で、関西電力から提出された大飯原発3、4号機の評価結果について妥当と判断する審査書案を公表し、意見聴取を強行した。
- 2 そもそも、日本国内の原発は、老朽化の著しいもの、活断層上ないしその付近に設置されたもの、過去に何度も事故を起こしているものなど、危険極まりないものばかりであり、その危険をいっそう増幅させる停止中の原発の再稼働は絶対に容認できない。 それに加え、これまで原発を積極的に推進してきた保安院や原子力安全委員会が、同

それに加え、これまで原発を積極的に推進してきた保安院や原子力安全委員会が、同じく原発を積極的に推進してきた電力会社の提出した原発の安全性に関する評価結果を審査するというストレステストの制度自体に看過し難い根本的欠陥がある。しかも、これまで実施されてきたストレステストに係る意見聴取会において、保安院は、委員に原発事故の危険に晒されている地域住民などを加えないばかりか、原発関連企業から多額の寄付を受けていた専門家委員を擁護したり、第7回意見聴取会から突然に会場での一般傍聴を拒否するなど、原発に対する様々な批判を無視し安全神話に固執してきたこれまでの過ちへの反省がまるで感じられない。

- 3 また、保安院は、「ストレステストにおいては、(設計上の) 想定を超える地震・津波が発電所に来襲した場合に、どこまで炉心損傷させずに耐えられるかを評価することを求めて」いるなどと述べるが、福島原発事故の事故収束や原因解明すらままならない現状で原発の安全性など保証できるはずがない。しかも、地震・津波以外の様々な要因(設備・機器の老朽化、航空機事故、破壊活動、運転ミス等)によっても原発の過酷事故が発生する危険があるのであり、それら一切を考慮しなければ原発の安全性に関する総合的評価などといえるはずもない。
- 4 さらに、大飯原発3、4号機が立地する福井県若狭湾には、いまだ明らかになっていないものも含め多くの活断層が存在するといわれ、過去の文献にも一帯が地震に伴う大津波に襲われて多数の死者が発生したことが記録されている。それにもかかわらず、関西電力は上記文献の存在を知りながら、長年、地域住民に対して若狭湾に津波被害の記録はないと説明し続け、現在においても十分な調査を行っていない。このような関西電力が実施した大飯原発3、4号機の安全性評価や、それに追随する保安院の判断は全く信用できない。

他方、若狭湾には日本国内の原発の約26%が集中しており、複数基の過酷事故の同時発生だけでなく、一基の過酷事故による放射能汚染から周辺に存在する原発の冷却作業も次々と不能となる連鎖的な過酷事故が発生する危険性もある。若狭湾は関西の水瓶といわれる琵琶湖や京都府、大阪府までの距離も近く、放射能汚染による被害はもはや想像を絶する。

5 それにもかかわらず、電力会社や保安院等が一体となって極めて不十分な審査で、まるで原発の安全性が保証されるかのように装うストレステストは、停止している原発の 再稼働による危険性を覆い隠すための新たな安全神話の作出に他ならず、即時に中止す べきである。

そして、すべての原発を永久停止とし、長時間を要するであろう廃炉作業の完了まで に必要となる永久停止中の原発の安全性確保こそを国の責任で徹底して追究すべきであ る。

2012年1月21日

自由法曹団常任幹事会